

令和6年度 愛媛県NPO法人活動助成事業提示テーマ個別票

部局名：県民環境部

| | | | | | |
|-------|--|----|----------------|--------------|------|
| 課(室)名 | 県民生活課 | 係名 | 消費・くらし安全安心グループ | 電話番号 (内線) | 2336 |
| テーマ | 障がいに関心した消費者教育について | | | | |
| 概要 | <p>配慮を要する消費者である障がい者が、悪質商法等の消費者被害に遭いにくくするため、障がいの特性を踏まえた啓発物の作成等により、消費者教育の充実を図る。</p> | | | | |
| 内容 | <p>【現状・課題・目標等】</p> <p>令和5年消費者白書によれば、令和4年に全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談の件数は、87.0万件であり、このうち障がい者等(※)の消費生活相談は約2.3万件となっている。</p> <p>消費者教育推進法では、障がいの有無を含め、消費者の特性に配慮した適切な方法で消費者教育が行われることの必要性が規定されており(3条3項)、障がい者の消費者被害については、その障がいの特性から、消費者被害を被害として認識しづらい場合や、意図しない契約を締結してしまう場合等があると考えられることから、障がいの特性に応じた消費者教育の充実が喫緊の課題である。</p> <p>※トラブルの当事者に心身障害がある又は判断能力が不十分な方々であると消費生活センター等が判断したもの。</p> | | | | |
| | <p>【期待する企画提案】</p> <p>次に例示するような企画提案を募集します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○知的障がい、聴覚障がい、視覚障がいなどの障がいの特性に応じた消費者教育に係る教材、啓発物の作成・配布事業 ○障がい者を対象とした消費者教育講座の開催事業 ○障がい者の消費者教育を行う者を対象とした研修事業 | | | | |
| | <p>【特記事項】</p> | | | | |